

重 要

令和3年1月

受講者各位

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

取引士講習センター

宅地建物取引士の法定講習における新型コロナウイルス感染症への対応について

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示がありました。

つきましては、同改正に基づき、下記のとおり宅地建物取引士の法定講習に関する対応を実施することになりましたのでお知らせします。

記

1. 受講者あてに講習実施日の1週間前迄には到着するよう、教材、学習報告書の記入に関する注意事項【別添1】、学習報告書【別添2】、効果測定（確認テスト）、を送付いたします。（本書と同封）

2. 受講者は教材の理解度を測るため、教材の熟読後、効果測定（確認テスト）を実施し、学習報告書及び効果測定に署名等を行ってください。

3. 受講者は下記提出物一式を当機関へ**1月27日（水）必着で**送付してください。

書類に不備が無ければ、引き換えに新しい取引士証を簡易書留にて返送いたします。

※但し、**即日交付を希望される方は事前に電話連絡の上、**取引士センター（下記所在地）へ1月27日（水）に提出物を持参くださればその場で交付いたします。

・提出物：旧取引士証（更新の方のみ）、学習報告書、効果測定（確認テスト）、受講票
（受講票は「取引士証受領印」欄に押印の上、送付ください）

・送付先：〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-5-26

（一社）兵庫県宅地建物取引業協会 取引士講習センター

TEL:078-361-2051

※返信用封筒（レターパック）を同封しております。

・締 切：1月27日（水）必着

期日より早めに送付して頂いても構いませんが、新しい取引士証は、1月28日（木）以降の発送となりますのでご了承ください。

※今回の講習は郵送で行う在宅研修となりますので、会場での講習は中止です。

以 上